

対馬藩の「鉛粕」商い

— 寛文五、六年の国元「表書札方毎日記」から —

泉 澄 一

一

表題にある「鉛粕」とは灰吹に際し炉底にのこる鉛滓すなわち「炉滓」から命名されたようで化学名は「一酸化鉛」、古くは「密陀僧」とよばれ、中近世には主として絵具や釉薬の製造原料に用いられた。鉛粕については『鼓銅図録』に「謂之留加須、鎔化復還鉛」とあってよび方の説明があり、なお『垂裕明鑑』にも「留粕」と明記されていて、これが密陀僧を示していることがわかる。ところでこの鉛粕についてはかつて田谷博吉氏が長崎の「爐粕町」の所在をめぐって若干説明したぐらいで、その売買に関する研究は管見の限りないように思う。それはたぶん関連の記録が少ないからだと思うが、幸い対馬藩の「表書札方毎日記」には短期間ながら鉛

粕売買を伝えるまとまった記録があり、以下それを用いて考察を試みたいと思う。

さて「鉛粕」の字は対馬藩独自のあて字ではないかと思ふ（『表書札方毎日記』には鉛糟あるいは留粕ともある）が、つぎに「鉛粕、一酸化鉛、密陀僧」の各用語について諸書の解説をみておこう。

一、「Rucasu. ニカム(融鉄)」

銀を溶融した後に、灰とまざり合つて残る鉛滓。

（『邦訳日葡辞書』）

二、「一酸化鉛」

熔融した鉛に空気を送り炉中で酸化させて得られる黄色または橙黄色の粉末。分子式 PbO 鉛丹・鉛ガラス・陶磁器・釉薬・珪瑯などの製造に用いる。密陀僧。

（『広辞苑』）

三、「密陀僧」

本網密陀僧出波斯国今嶺南閩中銀銅冶処亦有之是銀鉛脚也其初采礦時銀銅相雜先以鉛同煎鍊銀隨鉛出又采山木葉燒灰開地作爐填灰其中謂之灰池置銀鉛於灰上更加火鍛鉛滲灰下銀住灰上罷火候冷出銀其灰池感鉛銀氣積久成此物也蓋銀冶所出最良而今既難得造黃丹者以脚滓鍊成密陀僧

〔和漢三才図会〕

一酸化鉛の別名。色相の濃度により、金密陀・銀密陀などの称がある。

〔広辭苑〕

ところで鑑粕は銀の採掘、精製（この場合は灰吹）がない限り入手できぬが、ちようどこのころ対馬では佐須の板際銀山が操業中であつた。板際銀山は寛文六年秋ごろにはその不振が伝えられるがそれまでは順調に稼働していたようである。「表書札方毎日記」に記録される「鑑粕」商いはその反映であろうと思う。対馬藩では今日「宗家文書」とよばれる大量の藩政記録をのこしたが、その中において国元（対馬）の「表書札方」の毎日記は藩政を知りうるもつとも根本的な記録といつてよい。本稿では寛文五、六年の同「毎日記」から、これまで知られることのなかつた対馬の「鑑粕」とその商い、また藩の勘定方や商人のそれとのかかわりをみてゆくことにしたい。

二

ではつぎに「表書札方毎日記」（以下「毎日記」とのみ記す）寛文五年八月三日条にある「鑑粕」に関するこの年はじめての記事をあげよう。

〃鑑粕の儀唯今上方ニ而直段能候間直様上方へ被差登候而御売被成可然候哉、又如已前長崎ニ而御払候而可然候哉、両様之儀何も差図次第可仕と之大勘定衆被申候ニ付何も申聞候ハケ様之御商売事ハ各被仰付置候上ハ被差寄以相談御為宜様ニ指引被致可然之由申聞候得共、大分之御商売事ニ候間我々相談計ニ而も如何ニ候由達而被申ニ付而古川次右衛門所へ平田主膳、寺田一郎兵衛、杉村采女、大勘定三人差寄遂相談候。就夫町人服部弥兵衛此鑑糟之もくろミ仕江戸表へ申上置候由頃日申上候ニ付、左様候ハ、江戸表へ申上候様躰如何様ニ候か相尋一往江戸表へ被得 御意、其上ニ而如何様共差引可然候ハんとの談合ニ相済候故、町奉行吉賀分右衛門吉寄弥兵衛手前之様子被相尋候様ニと申渡ス。

これによると対馬藩ではそれまで長崎で鑑粕を売却していたらしい。ところが今回上方での高値が伝えられたため大勘定方からいかがすべきか年寄中へ伺いが出たわけである。藩

序では「御為宜様ニ指引」さえしておれば万事勘定方の差配に委ねていたようだが、今回は鑑粕の量も多く「大分之御商売」ゆえ年寄衆を交えての相談とあいなったことがわかる。

ところが府中(殿原)の商人・服部弥兵衛が上方での鑑粕商いをもくろみ、かねて江戸藩邸までその申し入れをしていたらしい(それまでの事情がよくわからないが、どうも勘定方を中心に行っている長崎での鑑粕商いと、服部弥兵衛の計画が競合する形になつたらしい)。そこで年寄衆らは相談のうえ一応江戸藩邸(藩主はこのとき江戸滞在中)の意向を聞くことにし、なお服部弥兵衛には町奉行を通じその間の事情を問い糺すこととした。以上が記事の概要だがこれからつぎのようなことに気づく。

(一)服部弥兵衛は藩庁を過ぎず直接江戸藩邸へ「鑑粕之もくろミ」を申し入れたらしく、江戸藩邸の要人に相応のルートをもつていたようである。

(二)大勘定方ではまだ上方における鑑粕商いに十分精通してはいないようである。

まず服部弥兵衛だがこれまでとりわけ記録にのこつてもない商人で、いわゆる対馬の特権商人「六十人」の中に弥兵衛の名はない。「六十人」の記録によると「古六十人」に服部甚兵衛、「光雲院様御代(宗義成時代に六十人になったもの)」に服部徳三郎の名がある。弥兵衛はこの両人となんらかの關係がある人物かと思われがいまよくわからない。だがのち

にみるように江戸藩邸に深くかわわる特権的な商人の一人であることはまちがいない。つぎに大勘定方の鑑粕商いだが須の銀山は操業以来まだ十四、五年で、役人たちが鑑粕市場の諸事情に通じていなかったのも無理はない。長崎での商いは長崎聞役からの情報を得て行なっていたらしい。そのため対馬から運ばれた鑑粕は藩の長崎屋敷に保管され大勘定方からの指示をまけて出荷されていたものと思う。ところが今回、大坂代官からの連絡と申うが上方での鑑粕相場高値の情報が伝えられたのである。ではその後の展開をみてゆこう。

翌八月四日条には町奉行に対し服部弥兵衛がかつて江戸藩邸へ送った書物の写三通を渡したこと、大勘定衆がその書物を審議し、なお内容の具体的な説明を求め役人二名を弥兵衛宅へ差遣したことなどが記されている。翌八月五日条にも関連の記事が二つあり、はじめに服部弥兵衛提出の覚書を大勘定衆らが昨日同様に吟味しているとあり、そのあとつぎのような目をひく記事がある。

服部弥兵衛方へ江戸表之錢座、加賀之鉛座方々来候鑑粕商売之儀申合置たる書状有之由、就夫其書状差上候様ニと瀧源六、白水六兵衛、日高所左衛門方々弥兵衛かたへ申遣候様ニと申付候。弥兵衛方々之返事ニハ其書中ニ遠慮仕儀有之故不差上候。是非差上候様ニと御座候者直ニ持上り可申と之儀也。此書中何も披見申儀ハ上方へ鑑粕

被差登御商売有之筈也。因茲座元之様鉢何も慥承届候へ
ハ為相談之義候之故吉賀分左衛門方へ手紙ニ而申遣候ハ、
弥兵衛手前ニ江戸之錢座、加賀之鉛座方々書状有之候。
何も心得之為ニ取寄披見可有之旨申遣候得共、書中之趣
遠慮仕儀有之由ニ而不差上貴殿方へ弥兵衛被召寄其書状
之趣内見候て明日何も様鉢被申聞候様ニと申遣ス。

これによると服部弥兵衛はすでに「江戸之錢座」及び「加
賀（大坂の間違いであらう、八月七日条参照）之鉛座」へ鉛粕売買
の話もちこみ、三者の間で申し合わせが成立、そのことを
記した錢座、鉛座からの書状をもっているとのこと。藩庁で
はさつそくそれを提出するよう瀧源六ら三人（商売掛の役人と
思われる）を行かせたが、弥兵衛は「書中ニ遠慮仕儀有之故」
といい、その提出を一応拒絶している。この弥兵衛の返事に
対して出向いた役人衆がいささか躊躇しているのは確かで、
これにはかなりの要人が絡んでいるからではないかと思う。
一介の府中の商人が「江戸之錢座」や「大坂之鉛座」と鉛粕
商いの話をまとめるのは容易なことではない。「遠慮仕儀」
とあるゆえこれは藩主か、あるいは錢座、鉛座にかかわる幕
府の役人であろうかと思う。結局、町奉行の吉賀分左衛門が
弥兵衛をよび「其書状之趣」を内見し、翌日その内容を年寄
衆及び大勘定衆らに伝えることになった。

だが「是非」云々とあるつぎには「此書中何も披見申儀ハ

上方へ鉛粕被差登御商売有之筈也」とあつて、藩庁では弥兵
衛の上方における鉛粕商いを承認するつもりでいた。そのた
め錢座、鉛座それぞれの状況を藩庁でしかと承知しておけば
相談の筋道にもなるというのが本意だとのべているが、藩庁
ではいま一步下つて町奉行の報告をまつことにしたのである。
ところで江戸の錢座はともかく「加賀之鉛座」と誤記されて
いる「大坂之鉛座」だが管見の限りこのころその所在を示す
記録もなく、銀座や銅吹屋仲間はともかく「鉛座」の確認は
むずかしい。だが鉛粕は灰吹と関係深いゆえ銀座人が取扱つ
たと考えられ、対馬藩ではそれら商人を「鉛座」とよんだの
ではないかとも思う。翌々八月七日の「毎日記」には平田隼
之允ら年寄三人が集まり「鉛粕之儀」を相談したとあり、つ
づいて町奉行から弥兵衛所持の書状について「江戸錢座之
書状同手代方々之書状并大坂鉛座之書状慥ニ有之」と報告
がある。なお町奉行は「右書状各披見仕儀も可有之哉と存」
じ手元に預つてきているとも伝えている。

八月七日条にはつづいて「上方ニ而鉛粕九十目之直段ニ上
り申候儀」につき「其身手代之者……罷下り候間駈承届候」
と服部弥兵衛からの申し出をのせている。多量の鉛粕ゆえ運
賃などを差引いても上方の商いの方が長崎より利益が大き
いからであらう。この弥兵衛の申し出があつたためか、このあ
と年寄の平田隼之允が大勘定役の黒木半左衛門、幾度沢右衛

門、波多野新介をよび鑑粕のことにつき相談したことを記している。翌々八月九日条にはつぎのように高値を反映した長崎における鑑粕商いと藩庁の対応を伝えている。

〆赤木源五兵衛長崎へ早々被渡可然之由大勘定衆へ申渡ス。
就夫長崎へ鑑粕三十万斤程有之筈ニ当四月時分る商売不仕候様ニ留置候由大勘定被申候。然所ニ昨日浅井平右衛門帰国之便宜ニ幾度大右衛門、末次七郎兵衛方申来候者、上方之立直ニ仕候て代銀払可申之旨申者有之候故其通りニ約束仕売付置候由申来候段大勘定幾度沢右衛門、波多野新助被申候故商人衆へ申候者、上方之直段も上り候ニ付鑑粕直様可被差登哉と之儀ニ付長崎ニ有之鑑粕被留置可然と之事候処ニ、長崎ニ而鑑粕商売有之儀江戸表へ被聞召上候而も恰合悪敷候間今度赤木源五兵衛ニ弥被申付売残之鑑粕少も売出不申候様ニと幾度大右衛門方へ被申遣可然と新助、沢右衛門へ申渡ス。上方ニ而高直ニ申合被買付置候鑑粕七万式千斤程ニ而有之由大勘定衆被申候。

これによると長崎には鑑粕の在庫が約三十万斤あり大勘定方ではすでに四月「商売不仕候様」にと長崎聞役（幾度大右衛門）へ指示を出したとある。早くに上方から高値の報せが入っていたのであろう。ところが昨八月八日、長崎から浅井平右衛門が帰国し聞役からの報告をもたせられた。それによると

鑑粕を上方と同じ代銀で購入する旨申し出たものがあり聞役らは「売付」の約束を済ませたという。大勘定からこれを聞いた年寄中は「高値の上方へ鑑粕送付を考えている矢先に長崎でかようなことがあつては『江戸表（藩主のことであらう）』に對し聞えも恰好も悪い。それゆえ赤木源五兵衛（大勘定方手代）をすぐ長崎へゆかせ在庫の鑑粕を売らぬよう伝えさせよ」と大勘定へ命じている。それにしても四月に大勘定の指示を受けながら独断で鑑粕の売買を約束した聞役の責任は重い。だがこのあと聞役の処分を伝える記事はない。それは指示に反したとはいえ上方同様の代銀で鑑粕売買の約束をとりつけたからであらうと思う。なお上方での高値の報に大勘定方では鑑粕「七万式千斤」を買付けているが、長崎の在庫分と合わせると約四十万斤となり、思わぬ所に対馬藩の収益があることがわかる。このあとつぎのような記事がつづく。

〆赤木源五兵衛乗渡り候船鑑粕一万斤津ミ渡候。此鑑粕者（対馬）爰元へ留置申筈ニ候得共六月ニ此船ヲ借り長崎へ遣可申之由約束仕右之鑑粕乗せ置候ニ付只今上させ候而者恰合悪敷候由大勘定衆被申ニ付今度迄ハ津ミ渡長崎ニ而少も売出不申様ニと新助、沢右衛門へ申渡ス。

これによると赤木源五兵衛の乗船はかねて約束した鑑粕一万斤を積み六月から長崎行を準備していたとある。これだけでは誰が誰と約束して鑑粕を積み出すのか明瞭でないが一万

斤は少ない量ではない。ために「長崎聞役に對し在庫の錮粕を
売らぬよう指示しているのに」かようなことでは恰好も悪い」と
大勘定方から不満の出る始末である。それに対し「長崎へ送
るが売り出さぬよう大勘定衆に命じた」といささか納得しか
ねる年寄中のいいわけだが、これは藩庁の上役が大勘定方を
通さず長崎聞役と直接錮粕の積み出しを約束していたからで
はあるまいか。長崎聞役の錮粕売買をめぐる独断専行が追及
されていないのは、おそらくこれが理由であらうと思う。そ
の間、藩庁では服部弥兵衛の錮粕商いについて僉議が重ねら
れたようで「毎日記」八月十二日条には江戸行の役人に「錮
粕直段之義上方にて弥兵衛申合置候方へ今度書状遣申組」ん
でいる旨含ませている。

八月十七日条には「服部弥兵衛方錮粕之儀ニ付書物一通
差上ル」とあるが内容は記述されていない。また八月廿日条
には長崎聞役より大勘定方へ「用所ニ付飛船差渡ス」とある。
錮粕に関する急報かと思うが内容の記述がなく残念である。
その後十月まで関連の記事がないが十月九日条に「大坂より三
好屋又兵衛方書状来ル。……三好屋又兵衛方之書状ハ錮
粕之義望来也」とある。三好屋又兵衛は寛永期から対馬藩御
用をつとめるようになった大坂商人で、かねて三好屋を調査
していた私はこの記事から錮粕商いに関心をもったのだが、
三好屋はこれまで高麗人参の専売御用で知られているにすぎ

ない。^⑥だが三好屋も商人である。利のあることにすかさず手
を出していることがわかると同時に大坂商人の多角経営の一
端も知り得て興味深い。翌十月十日条には詳細なつぎのよう
な関連の記事がつづく。

〳〵江戸藩邸からの訓令にもとづき年寄、大勘定衆の會議をへて町
奉行、商売掛から申し渡すむね記したあと、弥兵衛書物を以錮
粕之義江戸表へ申上候。則被達 上聞願之通ニ被仰付候
間左様相意得候へのよし申渡ス。弥兵衛返事ニ申上候ハ
錮粕之義江戸表へ書付を以申上候処ニ願之通被仰付と之
義誠以冥加忝仕合奉存候。口錢之義書付差上候。其段ハ
長崎口錢申上候ニ相進仕候由、口錢之義者如何程ニても
被仰付次第ニ奉存候。將又上川進之助殿江戸表へ被差越
候刻口上にて申達候ハ、弥私ニ錮粕之商売被仰付候者目
代をも被仰付被下候様ニと申上置候。弥私ニ被仰付之義
ニ御座候間目代被仰付候様ニと与右衛門、太郎兵衛、何
右衛門、所右衛門を以申上ル。
〳〵服部弥兵衛ニ此序ニ白水六郎兵衛、大嶋何右衛門、日高
所右衛門、吉賀分右衛門を以申聞候ハ頃日書物差上候錮
粕之義ニ付謀書を弥兵衛仕候様ニ御殿中にて御取沙汰有
之而迷惑仕候。僉議をも仕候様ニと書載候。其段ハ終沙
汰不承事ニ候。左様成義共重而不申上候様ニと右四人を
以申渡候。

右之条服部弥兵衛ニ申渡ニ付平田隼之允、黒木惣左衛門^(家老)方へも出仕有之様ニと申遣候得共色気之由ニて登城無之候。波多野新助も病中ニて同座不仕候。右ニ記候人数ニて申渡ス。

「対馬の鎧粕商いはこれで服部弥兵衛の独占となつたわけだが弥兵衛は改めて(一)口銭と、(二)目代任命の二点についてつきのように申し出ている。

・口銀は長崎でのそれを一応申しあげたが自分としては藩の決める口銭で結構である。

・鎧粕の一手販売を認められたからにはその目代(上方における代官を指すものと思ふ)に任じてほしい。

この申し出に対しこのあと関連の記事はないが、弥兵衛は妥当な口銭を得、なお目代の就任も認められたようである。

そのあと弥兵衛に対し商売掛、町奉行から注告をした旨記述がある。それによると弥兵衛は鎧粕のことで江戸藩邸へ書状を送つた際、藩庁の対応を一筆書き加えていたらしい。すなわち「謀書を弥兵衛仕候様ニ御殿中ニて……」以下がそれだが、どうも藩庁では弥兵衛に対し強い姿勢で接したようである。それで弥兵衛は「御殿中ニて御取沙汰有之而、藩庁でうその手紙を書くよう迫られ」迷惑しているゆえ「江戸でこのことを僉議してもらいたいと書中に認めたが、そのことについて今日まで江戸藩邸の処置を承っていない」と江戸への書状に

認めたのである。前述したがこのことからみても弥兵衛は江戸藩邸内にかなり有力なルート(たぶん藩主じきじきではないかと思ふ)をもつていたに相違なく、一方藩庁ではそのことに對し強い不快感をもつていたものと思う。余談だが寛永十一年から明治四年までほとんど欠本なく現存する「表書札方毎日記」の中でこのような記事は珍しく、藩庁ではよほど腹にすえかねていたのであろう。したがつてこの申し渡しをめぐり家老の黒木惣左衛門、大勘定役の波多野新助にも同席する旨(つまり関係者全員の立会いを求めた)伝えたが兩人とも病氣ゆえ同席し得なかつたことをわざわざ記しているのも異例といえる。この藩庁の姿勢に対し弥兵衛がどう対処したか詳らかでないが、弥兵衛も鎧粕商いが認められたゆえこの注告にあえて反論をしなかつたものと思ふ。

さて服部弥兵衛の独占販売が認められ対馬の鎧粕は一つの窓口から出てゆくことになつた。上方での鎧粕高値はむろん需要があつたからだだがそれは当然他の市場、例えば長崎にも響く。このあと「毎日記」の記事をたどりながら鎧粕商いの実状をみてゆこう。「毎日記」十月十六日条をみると「鎧粕代銀何方へ相納可申哉」と弥兵衛より藩庁への問い合わせにそれは「大坂御代官衆」へ渡すよう指示がでている。このことから上方における対馬藩の鎧粕商いは今回がはじめてであることがうかがえる。対馬藩の大坂代官といえは天満屋敷

(天満十一丁目、難波橋北詰) にあつて主に朝鮮との貿易品を取扱うものと理解しているが、このように鎧粕の代銀なども扱っていたのである。つきに十月晦日条の記事をみよう。

長崎の飛船ニ而申来候ハ鎧粕之儀錢座を望候由ニ候。如何可被仰付哉と大勘定方より被申ニ付而何も相談申候ハ服部弥兵へ上方へ不罷登候内ハ直段如何様共難被仰遣候。

弥兵へ上方へ登候而直段相濟候て其立直ニ代銀渡候哉と被仰遣其通ニ錢座を望候ハ、貳万斤程ハ売出可然候。

併さゝわり申儀も可有之哉、弥兵衛ニ被相尋候様ニ大勘定衆何も相談ニて日高所右衛門へ申付ル。

これは長崎錢座の鎧粕購入希望を聞役が急報してきたもの。去る八月、聞役は独断で鎧粕売買の約束をしていたが藩庁の指示もあつて今回はさすがに慎重である。このとき服部弥兵衛はまだ府中にいたようである。藩庁では「弥兵衛が上方で取引値を決めたのち、それ同様の値段でよければ『貳万斤程』なら売り出してよい」との判断を示しているが「これも指支えがあるやも知れぬゆえ一応弥兵衛に尋ねるよう」と一方で慎重な姿勢をみせている。いまや対馬の鎧粕商いは弥兵衛の手に委ねられているゆえ、藩庁の対処の仕方もあると当然といえば当然である。なお翌十一月朔日条には「服部弥兵衛方長崎鎧粕之儀ニ付書物日高所右衛門を以差上ル」とあつて弥兵衛がさっそくこれに対応しているが残念ながらその内容は不明で

ある。弥兵衛の上坂が遅れていたが十一月に入り出立が決まつたらしい。十一月十五日条にはそのことにかかわつてつきのような目を引く記事がある。

吉賀分右衛門罷出申ハ服部弥兵衛申候ハ先日分右衛門方へ渡し置^(候か)之ハ江戸錢座、大坂るかす座方之状之儀今度大坂るかすうり手ニ被仰下候而罷登候ニ付、彼地ニ而入申事も可有御座候間被懸御意被下候へかしと申通案内也。

去る八月、町奉行が弥兵衛から預つておいた「江戸錢座、大坂鉛座(ここには『るかす座』と明記されている)」の書状について「まもなく上坂するが取引でトラブルもあるうかと思ふゆえ書状の内容を藩庁でもしかと吟味しておいてほしい」と弥兵衛からの申し出である。弥兵衛にとって最初の上方での商いに加えその量も多く、ことによつては藩の力に頼らねばならぬこともあり得たからだろう。ところでここに明記されている「大坂るかす座」は先にあつた「大坂鉛座」のことと思われるが、「大坂鉛座」同様にその所在を示す記録がなく、その確認はむずかしい。灰吹のため大坂にも大量の鉛が入つたがそれは京都銀座へ送るもので、それゆえ大坂には鉛座はなく銀座人が取扱つたのではないかと先に推測しておいた。だが「毎日記」には大坂の「鉛座、るかす座」を江戸の「錢座」と併記し、いずれを正式の座名としたのか定かでないが銀座とは別個の、独立した「座」名を明記している。あるいは

はかような座はなく、関係商人の寄合を対馬側で適当に命名していたのかも考えられるが、いずれにせよ、これは今後調査すべきことであろうと思う。この期の大坂の商業史料は意外なほど乏しくこの「鉛座、るかす座」をめぐる史料の欠如はその一例だが、対馬藩の史料によつてそれを補足できたのは望外のことといえる。

三

寛文五年中は以上のほか鑑粕をめぐる記事はないがいささか関連があるのは十二月十六日条にみえる長崎聞役・幾度大右衛門帰国の記事であろう。大右衛門は聞役の交代願いのため帰国したのだが、かつて鑑粕の売買契約をめぐる一件についてはまったく話題になつていない。やはり無事に済んだようである。寛文六年に入るが正月二十七日条につきのような簡単な記事がある。

日高所右衛門罷出申候ハ上方留糟九拾五匁ニかい申度之
由服部弥兵衛方へ申来ル由申也。

上方滞在中の服部弥兵衛から藩庁の商売掛にこの連絡が入つたものと思う。上方では昨年八月ごろは鑑粕一斤「九拾目」であつたがおそらく年末ごろから高値になつていたものと思う。もつともこれは小売値だが値上りの差益は大きい。

五匁の値上りで三十万斤の取引となると銀千五〇〇貫のちがいが出てくるわけで、対馬藩にとつてありがたい情報といふべきであろう。それゆえ上方にいる弥兵衛に対し藩庁から指示もしやすかつたはずである。寛文六年はこの朗報にはじまつたが一月後の二月二十七日条には長崎における商いの状況をつぎのように伝えてきている。

白水六郎兵衛、日高所右衛門罷出申候ハ大坂表服部弥兵衛方書状差越候由ニて持参也。其様子ハ長崎表へ御座候るかすの儀錢座と唐人之外ハ日本人ニ一圓うり不申候。一刻も早々大坂へ被差越候而可然之由申来ル。此段大勘定同前ニ承る。

もつともこれは大坂にいる服部弥兵衛からの書状によるが、おそらく大坂では高値がつづき長崎での商いより、より有利なことをいつているのであろう。長崎では錢座と唐人(中国人)商人以外には一切鑑粕を売つていないゆえ在庫はかなりあるはずで、弥兵衛からはそれを「一刻も早々」大坂へ送つてほしいとの申し出なのである。長崎ではなぜ錢座と唐人以外には鑑粕を一切売らないのか、この記事だけではわかりかねるが長崎奉行あるいは代官が関係していかように指示をしていたのかも思う。錢座はむしろ唐人も奉行の管轄にあり、とくに唐人は中国に少ない鑑粕を輸入したく奉行に訴えたのかも思う。この弥兵衛の要請に藩庁の対応を伝える記録は

ないが、差益の大ききから考えてもすぐ然るべく指示をしたはずである。約一か月後、三月十六日条には長崎で売った錫粕代銀について簡単ながらつぎのような記事がみえる。

長崎にて立直ニ売り申候錫粕之代銀只今服部弥兵衛売出し候直段並ニ爰許ニて請取候様ニと大勘定方へ可申渡候由被仰付候。則波多野新介、幾度沢右衛門召寄右之段申渡ス。

昨寛文五年十月晦日条に長崎錢座の錫粕購入の希望が伝えられていたがそのとき「服部弥兵衛が上方で取引値を決めたのちその『立直』で代銀を払うなら貳万斤ほど売却してもよい」と一応藩庁が認めていた。この記事によるとやはり錢座は対馬側の出した「立直」の条件で錫粕を購入していたのである。値段は「只今服部弥兵衛売出し候直段並」とあるから上方のそれと同じである。ただその代銀だが「爰許ニて請取候様ニ」とあり府中での受領を大勘定方へ指示している。錫粕を二万斤、一斤九十匁で取引したとして代銀は千八〇〇貫、これを対馬で受取るわけだが、対馬では朝鮮との交易のため正銀を必要としていたからであろうと思う。いづれにせよ、長崎における錫粕商いは当節に限れば「売り手市場」の様相を示している。対馬藩にとってはほほ思い通りに商いができたのではないかと思う。さて肝心の錫粕だが佐須の銀山ではその生産に弱が出はじめていたらしく、六月に至ってつぎのよ

うな記事が「毎日記」にみえる(六月二十六日条)。

御銀山留粕之直段之義山掛平田源五四郎、畑原出右衛門其外諸役之面々もくろミ書付差上候ハ、(銀)山も草臥かせき不罷成難義ニ及候間留粕之直段ヲ九匁御まし被成三十目ニ被仰付可然哉と存候通申上、此段大勘定何も致相談候ハ山之儀時々之様次第候間掛り之者もくろミ申上候通りニ被仰付可然哉と奉存候通り(御用人)箕原佐太夫を以申上候処ニ其通ニ申付候様ニと左太夫御取次ニて被仰出候故則大勘定方へ申渡ス。右もくろミ之書立も大勘定方へ請取被置候様ニと申渡ス。右之段平田源五四郎、畑原出右衛門召寄申渡ス也。

錫粕の生産、出荷元である銀山の事情がうかがえるはじめての記事だが、これによると、錫粕の生産者価格は銀山奉行、経営の商人らが中心となつて決めていたようである。ここに ある銀山関係者の申し出は「銀山も草臥かせき不罷成難義ニ及んでいるとの理由で「錫粕之直段ヲ九匁」値上げして一斤「三十目」で売り出したいというもの。したがってそれまでは一斤「二十一匁」で出荷していたわけで、上方での小売値(九十匁の場合)はその四倍強というわけである。もつとも諸経費を差引くと藩の収入は一斤につき二三十匁ぐらいかと思うが、出荷元における九匁の値上げは大きい。これが長崎や上方の売値にどう影響するのかよくわからないが肝心の銀

山が「草臥」てきたものでは仕方あるまい。実は近世の佐須の銀山をめぐる歴史的な経緯は意外に明らかでない。この記事に銘記される商人の畑原出右衛門が慶安三年に経営に乗り出したこと。延宝期には千三、四〇〇人の他国者が銀山に働いていたが、享保初年には六、七〇〇人に減り元文二年に廢山したことなく極めて簡単な歴史的経過が伝えられているにすぎない^④。当時の技術では細い坑道が長くのび、それとともに銀の採掘も困難の度を加える。その状況が「銀山も草臥」と表現されているものと思うが、それはすでに寛文期にはじまり当然ながら錫粕の減産に及んでいたのである。さてこの申し出は大勘定衆らの相談の結果「(銀)山之儀時々之様次第第二候間(銀山のことは折々の状況をみて判断せねばならないので)」と計画通り御用人を通じ藩主へ伝えられた(藩主・宗義眞は参勤を終え五月二十日帰国した)。藩主も異存なく、この申し出は認められた。この錫粕代銀値上げの「もくろミ之書立」を大勘定方へ請取り保管しておくように命じられているがむろん後年の参考のため、かような記録が勘定方に多量にあつたはずである(現在、このような勘定方記録はほとんど残っていない)。このあと七月朔日条につきのような記事があつて錫粕代銀値上げの結末を伝えている。

〃銀山之者共へ先日錫粕之直段御上ケ被下候ニ付為御礼上府仕平田源五四郎、畑原出右衛門を以御礼申上ル。

さて寛文六年はこのあと九月十二日条につきのような目を引く記事があり上方での錫粕商いの興味ある状況を伝える。

〃服部弥兵衛方ハ波多野新助、幾度沢右衛門方へ書状を以申遣候段ハ留粕之儀大坂屋九左衛門と申者先日買申候。此者申候者此後留粕之中買一口ニ被仰付候ハ、直段八十目宛ニ相定買取可申候。代銀之儀商売物之事二候間一両月ハ銀子延申儀も可有之候由申候。此者卷人計ニ売申候儀後々弥兵衛手前ニ御不審懸申義も可有之候。其上代銀一両月延ニと申候得共大分之銀子ニ而御座候故其上も延可申哉と存候故此段私卷人とはからいニて難仕候。尤小売ニ仕候ハ、九拾目其上ニも売上ケ申儀も可有御座候得共銀子之廻り致延引候。右両様之内何方へ成共御差図次第第二可仕候間否之儀被仰下候様ニと弥兵衛方ハ申越候。就夫勘定之者何も相談申候処ニ小売ニ被遊候而ハ御銀之廻り方延引仕候間否ニ被仰付候而可然存候。殊此留粕之儀而替屋善六先年望申候義も御座候。善六弥望候へハ諸事共ニ御勝手能候間今度倉掛太左衛門上方へ差寄せ候条、右大坂屋久左衛門、両替屋善六其外脇々ニも留粕之儀望申御為ニも罷成儀候ハ、弥兵衛、太左衛門承届此方へ申越候様ニ仕然哉と勘定方申候故、其段以箕原^(御用人)左太夫遂案内候処ニ一段可然被思召上候間御勝手能様ニ可仕之旨被仰出ル。

服部弥兵衛から大勘定方への書状によれば大坂屋九左衛門なる者に鎧粕を売ったがその際「鎧粕の中買を自分一手に任せてくれるなら一斤八十匁で買ひあげる。ただ代銀は商売物ゆえ一両月まつてほしい」と久左衛門から申し出があり以下それについて藩主への伺いである。伺いの要点は、

(一) 仲買を久左衛門一人に任せるとあとで弥兵衛に疑義をかけられる心配がある。

(二) 多額の代銀ゆえ一両月の延払いがさらに遅れることも考えられ弥兵衛一人では判断しかねる。

(三) 鎧粕を小売りにすれば一斤九十匁の高値で売れるが代銀はまとまつて入ってこない。

というもので、とくに(二)仲買に売る(延払いにせよ代銀はまとまつて入る)、(三)小売りにする(代銀は売れるまで入らない)、のどちらにするかについて藩庁の判断を求めたのである。それに對し藩庁では大勘定衆が相談の結果、

(一) 代銀の収納が遅れるので小売りは否とされて然るべし。

(二) 鎧粕商いについては両替屋善六(京都の御用商人)も先年から希望しているが善六ならば万事都合よくゆくとする。

大坂屋久左衛門、両替屋善六、そのほかにも鎧粕商い希望のもの(大坂の三好屋又兵衛もその一人である)がいるので上坂する倉掛太左衛門(勘定方手代か)と弥兵衛とがよく吟味し国元へ連絡してくればどうか。

この意見を藩主へ具申したところ、藩主も異存なく、これはさつそく弥兵衛のもとへ伝えられたことと思う。ところでこの弥兵衛の書状に名を出す大坂屋久左衛門だが寛永期以来操業をつづける銅吹屋の大物である。したがって鎧粕の仲買を任せても心配は無用のはずだが上方での初商いとして服部弥兵衛は慎重になつていたのであろう。また両替屋善六だが寛永期から浅水徳右衛門、足立宗伝らとともに京都の対馬藩御用をつとめていて藩の信頼も厚い。⑩。両替屋善六、あるいは大坂の三好屋又兵衛ら御用商人に鎧粕を扱かわせれば手堅く好都合なのであろうが、大坂屋久左衛門のように一手に大口の商いはむずかしく藩でも簡単に判断しかねたものと思う。このあと寛文六年中に関連の記事はない。

四

以上、史料の比較的まとまつている寛文五、六年の対馬藩の国元「表書札方毎日記」から対馬産の鎧粕とその商いについて大略ながらその経緯をみてきた。短期間の記録だが対馬藩の鎧粕とその商いに関しおよそ基本的な事例を知ることができたと思う。だが史料もやや断片的で参考文献も少なく不明の点も多い。そこで以下に簡単だが今後の課題や調査すべきことなどにふれ本稿のむすびとしたい。

まずあげねばならぬのはすでにふれた大坂の「鉛座、るかさ座」のことであろう。これは単に名称の問題でなくその所在の証明は消費地の流通機構の証明にかかわっている。それは大坂屋久左衛門の「仲買」行為とともに大坂における鉛商のあり方を説明してゆく一つのカギでもある。一方、長崎の場合は「錢座」と「唐人」以外に鉛を売らないようにしていたが、それには長崎の商業あるいは流通の機構をまず説明する必要がある。大坂あるいは長崎におけるこれらの説明は今後の基礎的な研究課題であろうと思う。つぎに対馬の銀山と鉛生産についてはさらに調査すべきであると考えられている。例えば「宗家文書」にはつぎのような表題の二冊の記録がある。^④

(一) 灰吹銀 鉛	差引帳	高島左内
板採銀山		
辛卯五月中		
(二) 灰吹銀 鉛	差引帳	高島左内
板採銀山		
辛卯六月中		

板採銀山御目付

高島左内

むろんこの二冊（正徳元年のものと考えられる）で対馬における「鉛」生産すべてがわかるわけではない。だが不連続な

から銀山の「毎日記」（元禄三、享保二十年、十六冊）も現存する。^⑤ そのほかわずかだが銀山関係の記録もあり、それらによって銀山経営の推移や鉛生産の実態をさらに明らかにするものと思う。また鉛の生産は諸国の銀山でも行なわれていたゆえ全国的な鉛の流通についてはその実態を把握してのちはじめて研究が可能になろう。なお寛文五年以前、また寛文七年以降の対馬藩の鉛商い、とくに服部弥兵衛のかかわり等については与えられた紙数も尽きたので別稿にゆずることとする。

注

- ① 『大阪市史』では「留鉛」と記録している（第三卷P 268、662）。
- ② 『近世銀座の研究』P 70。
- ③ 寛文五年以前ではたとえば明暦四年の「表書札方毎日記」に若干の「鉛」の記事がみられるが、寛文五、六年分のようにまざまざしていない。
- ④ 勘定方には大勘定方と小勘定方がある。いまその執務内容が明確でないが、大勘定（三人）は藩庁にあつて勘定関係の諸事を審議し年寄あるいは藩主に政策を建言する。それに対し小勘定はその政策を分担施行してゆくのを任務としたものと思われる。
- ⑤ 天明五、乙巳年六月改

古六拾人・新六拾人・中分籠・由緒籠 現人帳

表書札方

なお「表書札方毎日記」明暦三年四月十三日条によると服部弥兵衛は同日「居代官」に任じられている。居代官は府中において諸品の朝鮮送りを差配したようである。

⑥ 『大阪市史』第一巻 P 552、第三巻 P 137。

⑦ 「立直」については諸書に具体的な説明がないが延売買がこれにかかわっているものと思う。

⑧ 『訂對馬島誌』（対馬教育会、昭和三年刊、昭和四十八年復刊）P 33、34。なお『宗氏家譜』の慶安三年条に「是年開銀礦、佐須開礦之事去年啓之」とあり、『対州編年略』にも佐須銀山についてつぎのような記事がある。

慶安四年五月於對州佐須開銀山始穿鑿極根村板塚山町人畑原出右衛門為此支於鶴野造家五十軒余云之床屋使佐護勘右衛門司之

⑨ 『大阪市史』第一巻 P 356、553、662、1146 など。

⑩ 拙稿「寛永期の大阪商人―対馬藩御用の庄村新四郎を中心にし―」（『関西大学文学論集』第四十二巻第二号、一九九二年）参照。

⑪ 『宗家文庫史料目録』（記録類Ⅱ）銀山関係、A 銀山関係 7、8。

⑫ 『宗家文庫史料目録』（日記類）国元 A、六銀山 Af。

（付記）

本稿作成にあたり本学名誉教授・有坂隆道先生には「鑑粕」について数々のご教示を賜わった。ここに記して厚くお礼を申しあげる次第である。

（関西大学教授）